**○内閣府
環境省令第一号
国土交通省**

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第六項の規定に基づき、大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

大規模災害からの復興に関する法律第十三条第六項に規定する国土交通大臣、環境大臣等に対する協議に関する命令

1　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十三条第六項の規定により協議をし、同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同条第五項各号に掲げる事項を記載した書類その他国土交通大臣及び環境大臣が定める書類を添えて、これらを内閣総理大臣を経由してそれぞれ当該各号に定める者に提出するものとする。

2　法第十三条第六項の規定により同条第八項第三号又は第四号に掲げる者に協議をしようとする特定被災市町村等は、協議書に前項の書類を添えて、これらをそれぞれ当該各号に定める者に提出するものとする。

附　則

この命令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十七号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十一条第四項第四号及び第十五号、第十二条第三項第六号、第十三条第一項及び第八項第五号、第十六条第四項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則

（農用地利用計画の変更に関する協議に係る農林水産省令で定める者）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十一条第四項第四号及び第十二条第三項第六号の農林水産省令で定める者は、特定被災市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合及び土地改良区（土地改良区連合を含む。）並びに農業委員会とする。

（復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者）

第二条　法第十一条第四項第十五号及び第十三条第八項第五号の農林水産省令で定める者は、農業委員会とする。

（協議会が組織されている場合における農地の転用に係る土地利用方針に関する協議及び同意）

第三条　法第十三条第一項の規定により協議をし、及び同意を得ようとする特定被災市町村等であって、法第十条第一項第一号に掲げる地域をその区域とするものは、協議書に復興計画に記載しようとする土地利用方針を記載した書類及び次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを復興協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

一　復興計画の区域における特定被災市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

二　前号の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

2　土地利用方針について法第十三条第一項の農林水産大臣の同意を得た特定被災市町村等は、当該同意を得た土地利用方針が記載された復興計画が法第十条第六項の規定により公表される日の前日までに、当該土地利用方針に係る復興整備事業（同条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。）に関する書類として農林水産大臣が定める書類を、農林水産大臣に提出するものとする。

（土地改良事業に関する協議）

第四条　法第十六条第四項の規定により会議における協議をし、又は同項の土地改良施設の管理者に協議をしようとする特定被災市町村等は、協議書に復興計画に記載しようとする同項の土地改良事業に関する事項を記載した書類及び土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の二第六項に規定する予定管理方法等その他必要な事項を記載した書類を添えて、これらを協議会又は当該土地改良施設の管理者に提出するものとする。

（漁港漁場整備事業の要件）

第五条　法第十九条第一項の農林水産省令で定める要件は、漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第一条の二各号に掲げるものとする。

（協議会が組織されている場合における漁港漁場整備事業に関する協議及び同意）

第六条　法第十九条第二項の規定により会議における協議をするとともに、農林水産大臣の同意を得ようとする特定被災市町村等は、協議書に漁港漁場整備法施行規則別記第一号様式により作成した復興計画に記載しようとする同項の漁港漁場整備事業に関する事項を記載した書類を添えて、これらを協議会に提出するものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

○農林水産省令第五十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十六号及び第五条第一項第七号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十二号中「市町村」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十条第一項に規定する特定被災市町村（以下「特定被災市町村」という。）」を、「東日本大震災」の下に「又は同法第二条第一号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）」を加える。

第四十八条第二項第二号中「第二十六条第一号から第四号まで」を「第二十二条第一号から第四号まで」に改める。

第四十九条第二号中「第二十七条第四号及び第五号」を「第二十三条第四号及び第五号」に改める。

第五十三条第十六号中「市町村」の下に「又は特定被災市町村」を、「東日本大震災」の下に「又は特定大規模災害」を加える。

附　則

この省令は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

**○国土交通省令第二号
農林水産省**

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十二条第二項及び第四項、第二十一条第一項（同条第十一項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第七項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び第十一項並びに第二十六条第一項及び第四項第一号の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年八月十九日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏